|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | [ ] 若者等ふるさと就職支援【企業】 | [ ] 就職奨励金【就職者】 |
| 【１】雇用対象者**認可チェック**[ ]  | 市内に住所を有する（※①～③のいずれかにチェックで認可）[ ] ①新規高卒者[ ] ②新規学卒者（大学院・大学・短大・高専・専修学校の卒業者）[ ] ③Ｕ・Ｉ・Ｊターン者 |
| 【２】交付申請対象者**認可チェック**[ ]  | ※①～⑤の全てにチェックで認可[ ] ①市内に事業所を有する事業者[ ] ②雇用者の就労場所が対馬公共職業安定所壱岐出張所管内である[ ] ③雇用保険適用事業所[ ] ④過去３年度において、市税等の滞納がない事業所 | ※①～⑦の全てにチェックで認可[ ] ①上記【１】の①～③該当者で市内において就職した者[ ] ②左記の対象者と【４】の要件を満たす雇用契約を締結している[ ] ③採用後１年以上継続して勤務している[ ] ④奨励金交付後も引き続き市内に住所を有する[ ] ⑤過去に当該奨励金や国、県など他の補助金等を受けていない[ ] ⑥市税等を滞納していない[ ] ⑦人事異動による勤務ではない |
| 【３】対象事業所**認可チェック**[ ]  | ※該当する場合はチェック（①②の両方にチェックで認可）[ ] ①地方公共団体**ではない**　　[ ] ②宗教上の組織若しくは団体**ではない** |
| 【４】雇用要件**要件チェック**[ ]  | 《個別要件》（※①～③のいずれかの要件を確認）[ ] ①【１】①の該当者⇒対象年度の前年度３月１日～９月３０日までの間に雇用契約を締結[ ] ②【１】②の該当者⇒対象年度及び前年度の卒業から６月以内に雇用契約を締結[ ] ③【１】③の該当者⇒転入前に雇用契約を締結している、又は転入後６月以内に雇用契約を締結《共通要件》（※④～⑩のすべての要件を確認）[ ] ④雇用期間の定めのない契約又は１年を超えて雇用される見込みの契約[ ] ⑤１週間の所定労働時間が、通常の労働者と同程度で３０時間を下回らない[ ] ⑥雇用保険の一般被保険者である[ ] ⑦労働基準法等の労働関係法令に基づいている[ ] ⑧正規雇用である[ ] ⑨対象者となってから１年以内である。□⑩代表者の２親等以内の親族を雇用したものでないこと |
| 【５】補助金額 | ・２４万円（月額２万円×１２月間分） | ①【１】①及び②該当者　１０万円②【１】③該当者　　　　　７万円 |
| 【６】交付申請 | ・【１】の該当者の雇用開始の日から12月を経過した日から１年以内 | ・採用後１年経過後から採用後２年以内 |
| 【７】交付時期 | ・雇用開始から１年間の雇用継続確認による交付確定後 | ・申請書類審査による交付決定後 |
| 【５】添付書類**要件チェック**[ ]  | [ ] ①雇用保険一般被保険者資格取得　　確認書類[ ] ②雇用契約書又は類する書類[ ] ③Ｕターン等報告書　（【１】③該当者のみ） | [ ] ①住民票[ ] ②学卒者の卒業証明書類　（【１】①および②該当者のみ）[ ] ③１年以上雇用証明書類[ ] ④健康保険証の写し |

【壱岐市就職支援事業】認可対象チェックシート　**【対象者名：　　　　　　　】**